

◎新潟県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

監事 南魚沼市雷土新田166番地 小田島 哲男

就任年月日 令和7年4月7日